

令和6年度茨城県採石業務管理者試験実施要項

水戸市笠原町978番6
茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課
電話 029-301-3584

1 試験期日及び時間

令和6年10月11日（金） 午前10時から正午まで

2 試験場所

水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟11階 1103会議室

（都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。）

3 試験科目

法令	岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
技術	岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたたき積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

（1）書面による場合

ア 提出書類

（ア）受験願書

茨城県採石法運用要領様式第7号を使用すること。

（イ）受取希望申請書

茨城県採石法運用要領様式第31号を使用すること。

（ウ）写真

写真（縦6.0cm×横4.0cm）は、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して1枚提出すること。

後日郵送する受験票に、提出したものと同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

イ 受験手数料

受験願書（様式第7号）及び受取希望申請書（様式第31号）の提出と併せて茨城県収入証紙をもって次の金額を納付すること。

（ア）合格証の交付を紙面で希望する場合：8,100円

（イ）合格証の交付を電子データで希望する場合：7,980円

(2) 電子申請による場合

ア 申請方法

(ア) 受験願書

いばらき電子申請・届出サービスの「令和6年度採石業務管理者試験受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信すること。

(イ) 写真

写真（縦6.0cm×横4.0cm）の画像データは、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、ファイルサイズは1MB以下、ファイル形式はjpeg、jpg又はpngのものをアップロードすること。

イ 受験手数料

申込フォーム送信後、茨城県から「審査終了のお知らせ」メールが届くので、クレジットカード又はペイジーをもって次の金額を納付すること。

(ア) 合格証の交付を紙面で希望する場合：8,100円

(イ) 合格証の交付を電子データで希望する場合：7,980円

5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 令和6年8月29日（木）から令和6年9月26日（木）まで
(ただし、土・日曜日及び国民の祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書して上記期間に必着するよう発送すること。

6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページからダウンロードするか、受験願書提出先（茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課）に請求すること。ただし、郵送を希望する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

7 受験願書提出先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課（地域産業振興室）

電話 029-301-3584

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

試験当日は、この受験票に、受験手続きの際提出した写真と同じものを貼付して当日持参すること。

なお、電子申請により受験手続をした受験者については、茨城県産業戦略部技術振興

局技術革新課が受験票に写真を貼り付けて郵送するので、その受験票を持参すること。

9 合格発表

令和6年10月31日（木）午前9時に合格者の受験番号を産業戦略部技術振興局技術革新課に掲示する。

また、合格発表日以降、産業戦略部技術振興局技術革新課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格証は産業戦略部技術振興局技術革新課から合格者の住所地に郵送又は電子メールで送付する。

10 試験結果の提供について

試験結果については、受験者本人が合格発表後1ヶ月以内に受験票及び本人確認書類を茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課に持参することで、法令・技術・合計点の各々の点数を口頭により提供する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の間とする。

11 留意事項

欠席者向けの再試験は実施しない。欠席者に対しては、受験手数料は返納しない。

なお、自然災害等により、試験を中止又は延期する場合があり、この場合の受験手数料の取り扱いについては次のとおりとする。

(1) 試験を中止した場合

全ての受験者に受験手数料を返納する。

(2) 試験を延期する場合

ア 受験者が再試験を受験する場合、当初納付した受験手数料を再試験の受験手数料としてあてるものとする。

イ 受験者が再試験を受験しない場合、受験手数料を返納する。

12 問い合わせ先

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課（地域産業振興室）

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 電話 029（301）3584

様式第7号（規則第8条の9）

茨城県収入証紙
(消印を押してはならない)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×試験の結果	

受 驗 願 書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名

採石業務管理者試験を受けたいので、採石法施行規則第8条の9の規定に基づき、申請します。

現 住 所	(〒 -)
氏 名	(TEL)
生 年 月 日	

（備考） 1) ×印の項は記載しないこと。

2) 本様式と併せて受取希望申請書（様式第31号）を提出すること。

*願書提出の際に、受験者の正面上半身の写真(縦6.0cm、横4.0cm)を添付してください(裏面には、撮影年月日・氏名・年齢を記入しておいてください)。
なお、写真は受験願書用と、試験当日持参用の2枚が必要です。

茨城県収入証紙

(消印を押してはならない)

**受験手数料は
【紙交付希望】
茨城県収入証紙8,100円
となります。**
**【電子交付希望】
茨城県収入証紙7,980円
となります。**

茨城県知事 殿

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×試験の結果	

受 験 願 書

記入不要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名 茨城 一郎

採石業務管理者試験を受けたいので、
申請します。

受験票等を郵送いたしますの
で、確実に郵便の届くよう、ア
パート・方書などは省略せずに
ご記入ください。

定に基づき、

現 住 所	(〒310-8555) 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城アパート第1棟234号室(笠原方) (TEL 029-301-1111)
氏 名	茨城 一郎
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

天災などやむを得ない事情により、会
場や日程に変更が生じる可能性もあ
りますので、連絡先をご記入くださ

(備考) 1) ×印の項は記載しないこと。

2) 本様式と併せて受取希望申請書（様式第31号）を提出すること。

受取希望申請書

茨城県知事

殿

令和 年 月 日

(フリガナ)

氏名 :

県が発出する処分通知等について、以下のとおり交付を受けたいので申請いたします。

返信書類の受取方法（希望する方に☑）

電子データ（電子メール）での受取希望

返信用メールアドレス：

書面（紙）での受取希望

（備考） 以下の申請様式にはこの申請書を添付すること。

（対象様式） 第1号、第7号、第8号、第9号の2

受取希望申請書

茨城県知事

殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(フリガナ) イバラキ イチロウ
氏名: : 茨城 一郎

県が発出する処分通知等について、以下のとおり交付を受けたいので申請いたします。

返信書類の受取方法（希望する方に☑）

電子データ（電子メール）での受取希望

返信用メールアドレス: ○○○○○○○@○○

書面（紙）での受取希望

電子データの場合

記載したメールアドレスに合格証を送付するの
で必ず記載するようお願いします。

(備考) 以下の申請様式にはこの申請書を添付すること。

(対象様式) 第1号、第7号、第8号、第9号の2